

都市計画を変更

市では、次の都市計画を変更しましたので、関係図書の縦覧を行っています。

- 対象都市計画**生産緑地地区
- 縦覧場所**国都市計画課都市計画係(市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9855)

東日本大震災被災等により小金井市に避難している方へご連絡を

市では、東日本大震災等の被災者等で、小金井市に避難している方の情報を集約し、都を通して避難前に居住していた市町村へ情報提供しています。

避難前に居住していた市町村では、これらの情報を元に、現在のお住まいへ各種のお知らせを送付しています。

住民登録の有無にかかわらず、まだ市へ情報提供をしていない場合は、地域安全課へご連絡ください。

また、すでに情報提供している場合も、市内での転居や市外への転出など、異動がありましたらご連絡ください。

都市計画案の縦覧および意見書の受け付け

住民および利害関係のある方は、縦覧期間中に意見書を受け付けます。

■**対象都市計画案**ごみ処理場、用途地域

■**縦覧・意見書受付期間**10月17日(月)～31日(月)

■**意見書受付期間内**(必着)に、住所・氏名・意見を明記し、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、都市計画課へ

■**縦覧場所**国都市計画課都市計画係(T184-8504住所不要・市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9855 FAX 042-387-2619 ☒s060199@koga-nei.shi.jp)



パートナーシップ宣誓制度

市では、多様性を認め合い、人が人として尊重され、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざし、多様な性自認や性的指向を持つ性的少数者の方への理解を進めるために、パートナーシップ宣誓制度を実施しています。

■**パートナーシップ**とはお互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行いまたはそれを約束した、一方または双方が性的少数者である2人の関係のことをいいます

■**宣誓について**パートナーシップにある2人が、パートナーシップ宣誓書および確認書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて市長に宣誓・提出し、その内容が要件を満たしていると認められたときに、宣誓書等受領証等を交付します。なお、パートナーシップ宣誓書受領証等は、法律上の効果を生じさせるものではありません

■**宣誓ができる方**次に掲げる全ての要件を満たしている方です▷パートナー

シップにあること▷宣誓日当日において成人であること▷双方が市内に住所を有しまたは有することを予定していること▷双方に配偶者がいないこと▷双方が宣誓をしようとする相手の他に▷直系血族または三親等内の傍系血族もしくは直系姻族の関係でないこと

■**宣誓の事前予約**日程調整のため、宣誓を希望する日の7日前までに電話、ファクスまたはEメールで企画政策課男女共同参画室へご連絡ください

■**他**都においても、11月から「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設し、運用開始します。同制度についての、具体的な届出方法については、東京都総務局人権部企画課パートナーシップ宣誓制度担当(☎03-5388-2337)にご確認ください

■**問**企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9853 FAX 042-387-1224 ☒s010303@koganei-shi.jp)

要支援2の方のデイサービス負担額が変わる場合があります

要介護認定で要支援2の方が利用するデイサービスの負担額は、これまで週2回程度の利用を想定した負担額でしたが、10月以降は週1回程度、週2回程度のいずれかの

利用回数にそれぞれ合わせた金額になります。

なお、変更時期は事業所によって異なりますので、詳しくは、契約しているケアマネジャーまたは市へお問い合わせください。

■**問**介護福祉課介護保険係(☎042-387-9822)

みんなのひろば

男女平等社会をめざして

男女共同参画情報誌「かたらい」56号を発行しました



のうえ、申請書を提出してください。

■**対象となる会議等**東京都および東京都に隣接する地域で開催される男女平等社会の早期実現をめざすための会議(宗教および政治活動ならびに営利等を目的とするものを除く)であって、講演、シンポジウム、分科会等が行われ、参加者相互の交流が行われるもの

■**資格**次の条件をすべて満たす方

▷当該事業を実施する日現在で、市内に2年以上居住し、18歳以上の方

▷男女平等および男女共同参画に関心を持ち、地域活動および市行事に積極的に参加できる方

■**補助の内容**開催地までの旅費、会議に参加するための諸経費の2分の1(申込者が予算の範囲を超えた場合は、抽選により決定します)

国内研修事業の参加者に費用の一部を補助

男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等に参加する市民の方々に、参加費用の一部を補助します。

希望する方は、事前に連絡

■**問**企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9853)

不用品交換コーナー

資源の節約、ごみの減量のため、家庭で使用しなくなった不用品を紹介するコーナーを設置しています。

■**対象品**家具、電気製品、一般機器、幼児用品などで破損していないもの

■**利用方法**直接、経済課(市役所第二庁舎4階)へお申し込みください。登録カードを不用品交換コーナーに掲示して紹介します(掲示は4か月間。当事者間で直接交渉し、必ず交渉結果をご連絡ください)

■**問**市内在住の方に限ります

■**問**経済課消費生活係(☎042-387-9831)



パートナーからの暴力に悩んでいませんか

ドメスティックバイオレンス(DV)は、殴る、ける等だけでなく、精神的・社会的・性的・経済的な暴力など、さまざまな形で現れ、被害を受けた人の心や身体を傷つけてしまう人権

侵害です。ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

■**問**企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9853)

相談先	
企画政策課男女共同参画室	042-387-9853
東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455
東京ウィメンズプラザ(DV専用ダイヤル)	03-5467-1721
東京都女性相談センター	03-5261-3110
東京都女性相談センター多摩支所	042-522-4232
警視庁総合相談センター	03-3501-0110
東京都女性相談センター(夜間・緊急時)	03-5261-3911
DV相談+(プラス)(24時間対応) ※メール・チャット相談はDV相談+ホームページ(https://soudanplus.jp/)から	0120-279-889